

第25回 健康・医療・介護情報利活用検討会

医療等情報利活用ワーキンググループ

2025（令和7）年7月24日

電子カルテ情報共有サービスの検討事項について

厚生労働省 医政局

医療情報担当参事官室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

医療機関等及び保険者に共有する健診内容について（案）

- 現状では、健康保険法（大正11年法律第70号）第150条第2項等に基づき、保険者は、保健事業のために必要があると認めるときは、事業主健診等の結果の提供を求めることができるとされている。
- 電子カルテ情報共有サービスにおいて、医療機関等（※）に共有し、マイナポで閲覧できる健診項目については、制度上の必須項目等とするが、保険者に対し共有する項目も、医療機関等・マイナポに共有する項目と同一とする。（保険者への共有にあたり、項目の絞り込みは行わない。）（※）薬局に対しても共有される
- 人間ドック等のその他の健診については、実施主体にかかわらず、保険者に共有することについての本人の同意を問診票等で取得することとし、同意を取得できた場合にのみ共有する。その際、保険者に対し共有する項目も、他の健診種別と同様に、医療機関等・マイナポに共有する項目と同一とする。（保険者への共有にあたり、項目の絞り込みは行わない。）

実施主体／健診種別 ※1		医療機関等・マイナポ(国民) に共有・閲覧する健診項目	保険者に共有する健診項目
保険者	特定健診 後期高齢者健診	制度上の必須項目等※3 (特定健診項目＋事業主健診項目)	医療機関等・マイナポ(国民) に共有する項目と同一とし、さら なる項目の絞りこみは行わない 【CDA規格（XML）に変換して提 供】
	保険者の実施するその他健診		
事業者	事業主健診（定期健康診断） 学校職員健診		
人間ドック等のその他健診 ※2		→スライド〇の ①	→スライド〇の ②

※1 実施主体の判別は報告区分コード等を用いる。 ※2 本人の同意を問診票等で取得する。同意が取得できない場合はオン資に格納しない。

※3 学校職員健診における「胃の疾病及び異常の有無」の項目は除く

対象となる健診項目(案)

	項目名	特定健診・後期高齢者健診 (高齢者医療確保法)	事業主健診 (労働安全衛生法)	学校職員健診 (学校保健安全法)
診察	既往歴	○	○	
	服薬歴	○	※	
	喫煙歴	○	※	
	業務歴		○	
	自覚症状	○	○	
	他覚症状	○	○	
身体計測	身長	○	○	○
	体重	○	○	○
	腹囲	○(後期高齢者健診は□)	○	○
	BMI	○	○	○
血圧	血圧(収縮期/拡張期)	○	○	○
肝機能検査	AST (GOT)	○	○	○
	ALT (GPT)	○	○	○
	γ-GT (γ-GTP)	○	○	○
血中脂質検査	空腹時中性脂肪	●	●	●
	随時中性脂肪	●	●	●
	HDLコレステロール	○	○	○
	LDLコレステロール (Non-HDLコレステロール)	○	○	○
血糖検査	空腹時血糖	●	●	●
	HbA1c	●	●	●
	随時血糖	●	●	●
尿検査	尿糖	○	○	○
	尿蛋白	○	○	○
血液学検査 (貧血検査)	ヘマトクリット値	□		
	血色素量[ヘモグロビン値]	□	○	○
	赤血球数	□	○	○
その他	心電図	□	○	○
	眼底検査	□		
	血清クレアチニン (eGFR)	□	□	
	視力		○	○
	聴力		○	○
	胸部エックス線検査		○	○
	喀痰検査		○	□
	胃の疾病及び異常の有無			○
医師の判断	医師の診断(判定)	○	○	○
	医師の意見		○	○

[illegible]

○…必須項目、□…医師の判断に基づき選択的に実施する項目、●…いずれかの項目の実施で可

※・・・必須ではないが、聴取の実施について協力依頼

参考資料

医療機関及び保険者に共有する健診内容について（案）

- 電子カルテ情報共有サービスにおいて、医療機関に共有し、マイナポで閲覧できる健診項目については、各健診に関する法令等で必須とされている項目を基本とする。
- 保険者に共有する項目については、以下のとおりとする。
 - ・ 保険者が実施する健診は、項目の絞り込みは行わず、当該健診結果を保険者に共有する
 - ・ 事業者が実施する健診は、特定健診に関する項目に絞って、保険者に共有する
- 人間ドック等のその他の健診については、実施主体にかかわらず、医療機関及び保険者に共有することについての本人の同意を問診票で取得することとし、同意を取得できた場合にのみ、共有する。
 その場合にも、
 - ・ 医療機関での共有・マイナポでの閲覧の対象となる項目は、特定健診・事業主健診の必須項目を基本とし、
 - ・ 保険者には、特定健診の項目のみを共有する こととする。

実施主体／健診種別 ※1		医療機関・マイナポ(国民) に共有・閲覧する健診項目	保険者に共有する健診項目
保険者	特定健診 後期高齢者健診	制度上の必須項目等に限定する (特定健診項目＋事業主健診項目) →スライド21の ①	項目の絞りこみは行わない (健診機関より提供されたファイルをXMLに変換し提供)
	保険者の実施するその他健診		
事業者	事業主健診（定期健康診断） 学校職員健診		特定健診の必須項目等を共有 (当該項目をXMLに変換し提供) →スライド21の ②
人間ドック等のその他健診 ※2			

※1 実施主体の判別は報告区分コード等を用いる。 ※2 本人の同意を問診票で取得する。同意が取得できない場合はオン資に格納しない。

[illegible]

6